

一、あらゆる機会に修養團を他反動團體の内情本質を暴露する事
一、修養團に對し大會の名に於いて決議文を送ること

決議文

修養の美名の下に資本家の傀儡となり全労働者階級を資本家に之れ只盲従を強制せしめんとする修養團は労働者の自主的運動を抑壓し、その解放を阻害するものである。故に本大會は粉飾されし修養團を排撃するものである。右決議す
日本労働總同盟第十九回大會

七、男女同賃等價實現均等の件

日本総工組合提出 説明 砂塚よし子

理由

現在の社會は各工場作業に於いて男女同賃の労働に置きながら、性の相違に依つて工資に差違を生ずるは不合理なり。我等は社會の輿論により同一賃銀に迄戦はねばならない。

實行方法

労働組合・社会民衆大會又は各種演説會等により輿論を喚起する事
可決

八、労働少年運動に関する件

東京革工組合提出 説明 菊池哲雄
京都聯合會 吉田文治
可決

緊急動議

京都地方の争議に對する京都警察當局彈壓、糾弾の件
吉田氏説明中臨察の爲め中止されたが、伊藤田邊兩氏熱烈な賛成意見を提出し左の如く決定

實行方法

新任中央委員三名は京都に於いて開かる労働者大會に出席し當局に抗議すること。
九、労働裁判所設置並に懲罰裁判官任用に関する件

東京鐵工組合提出 説明 井堀繁雄

理由(要旨)

今日の労働争議はその殆んど全部が労働者の生活權防衛の爲めの争議であつて資本主義經濟組織の下に於いては不可避の必然的のものである。然るに現在の法律は封建的思想の上に打ち建てられたものであり、裁判官そのものも争議に對する理解が薄い爲に徐々として労働争議を罪惡視し之に依つて起つた事故を重罪を以て處理する弊がある。故に裁判の公平を期する爲めに社會事情に通ずる専門的知識を有する裁判官の採用と労働裁判所の設置を要求するものである。

具體的意見

- 1、労働問題に關係する一切の事件の裁判は専門的知識を有する専任裁判官を採用する事
- 2、取調並に公判等の場合にはまづ争議團(罷業團)の代表を参考人として争議の經過と事件關係を明瞭にする事
- 3、裁判官等は常時に於いて労働事情(工場職場)を見學して置く事
- 4、労働組合の本質並に労働争議の場合罷業團の實情を見聞する事
- 5、労働者間の關係動作通用語職業的習慣等を充分實地研究する事

實行方法

- 1、總同盟の法律部に於いて成案を作り社会民衆黨の協力を得て實現を計る事
 - 2、大審院長檢事總長等その他の關係専門家を訪問し過去の裁判官の不明を説き意見を開陳すること
 - 3、議會に於いて司法大臣に對し質問職を行ふ事其の他は一切法律部及び中央委員會に一任す
- 本案に對し村尾重雄氏反對意見を述べ但し中止監より前田種男氏は本案を今後一年研究することを新中央委員會に一任すべしと主張したが

一〇、労働裁判所の件

連友同志會日本総工組合提出 説明 磯市之助

提案者は最近問題になつてゐるところの電話製鐵所の民營案は政府の誤まれる産業合理化政策の一つであつて、而もそれは労働者の犠牲を伴ふものなることを指摘し社會主義の精神に反する一切の官業民營に反對の旨を強調した。之に對